教員採用取消訴訟に係る求償について

【 概 要 】(令和2年8月28日教育委員会決定)

1 対象

・ 小学校教諭の事件

2 求償額

461万3150円(損害賠償金400万円、遅延損害金61万3150円)

3 求償の対象者

・平成19年度当時の元教育審議監、元義務教育課副主幹

4 求償する理由

国家賠償法上の違法事由が「違法な採用処分」(平成19年度当時の元教育審議監 や元義務教育課参事らによる点数改ざん行為に基づく採用)と判示され、本件違法 な採用処分に関わった者の故意・重過失によるものであり、求償する。

求償権に係る住民訴訟の最高裁判決により、複数の公務員が共同して故意によって違法に他人に加えた損害については、当該公務員らが連帯して債務を負うものとされたことから、平成19年度当時に「違法な採用処分」に関わった元教育審議監

・元義務教育課副主幹に対し、連帯して461万3150円の支払を求める。

※元義務教育課参事は死亡しており、相続人が相続放棄している。



令和3年2月15日(月)納付